#### 現状、現行計画の進捗、市民意識等から 把握された課題の振り返り

- ○本市の魅力として認識されている**自然の緑の保全、公園の** 更なる魅力アップが必要
- ○緑の保全、緑化の推進における**市民、事業者との連携促進** が必要

#### ○樹林地の保全、適切な維持管理への支援

- ・減少傾向にある樹木・樹林地の所有者の維持管理負担軽減 に向け、市民協働による保全支援が必要
- ・崖線の倒木リスクへの対応等、緑の安全性の確保も必要

#### ○保全施策の継承と環境・防災減災の考慮

- ・立川市らしさを代表する緑の軸、郷土景観として多摩川、 残堀川、玉川上水等を保全し、緑と水のネットワークを充 実させていくことが必要
- ・緑地、農地保全と連携した流域の雨水流出抑制、水循環の 保全など、緑が持つ環境保全、防災減災機能等を活かして いくことが必要

#### ○新たな制度活用を含む農地保全の取組

- ・減少傾向にある農地を保全していくため、特定生産緑地、都 市農地貸借法、農の風景育成地区(東京都)など、様々な制 度を活用して保全を進めることが必要
- ・農地の利用や市内農産物の購入などを通じて、市民も農地 の保全を支えていけるよう、意識啓発が必要

#### う身近な公園の魅力と機能の向上

- ・公園の管理運営方針を明確にし、小規模が多い既存の公園 の魅力と機能向上を図っていくことが必要
- ・公園の計画的配置が容易ではない状況を踏まえつつ、防災 等を考慮し、公園の確保に努めることが必要

#### ○公共空間における健全な緑の育成

・面的な緑の確保が難しい中で、緑の豊かさを感じられるま ちをつくっていくため、「緑視」の視点や暑熱環境の緩和等 を考慮しつつ、健全な緑を育成していくことが必要

#### ○市街地、敷地の特性に合わせた多様な緑化の誘導

- ・緑の豊かさを感じられるまちなみを形成していくため、開 発事業等において誘導すべき緑化のあり方を見直すことが必
- ・優良事例の奨励普及などを通じて「よい緑」を共有し、取組 を広げていくことが必要

#### ○緑への関心喚起と多様な参加機会の創出

- ・緑を身近な問題として捉えてもらう第一歩として、市民に 向けて緑の魅力を積極的に発信していくことが必要
- ・多世代の参加促進に向け、活動体験の機会の創出や寄附な ど参加方法の幅を広げるなど、多様な参加機会を創出して いくことが必要
- ・支援を必要とするフィールド、活動したい人、活動を支え る人をマッチングしていく仕組みも必要

#### 課題のまとめ

## 緑をこれ以上減らさない

- ○崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水をはじめとする 河川・用水など、自然環境の豊かさは本市の魅力の一 つとして認識されており、本市の重要な緑の資源とし て引き続き保全していくことが必要です。
- ○農地、屋敷林、社寺林や五日市街道のケヤキ並木など の郷土の緑は、所有者の管理負担、相続等を背景に減 少傾向にあります。また、保全に対する市民の関心は 必ずしも高くありません。
- ○これらの緑をこれ以上減らさないこと、そのために自 然の緑、郷土の緑に対する市民の関心を高め、地域全 体で緑の保全を支えていくことが必要です。

## 緑のもつ力を 安心して住み続けられる まちづくりにいかす

- ○安全安心の確保(防災)、生物多様性の確保、暑熱環境 の緩和、健康・福祉の増進などの観点から緑は必要で
- ○一方で、十分な機能を果たせていない小規模公園や公 園施設の老朽化、街路樹の根上がりや生育不良など、 問題を抱える緑も存在しています。
- ○公園、道路、公共施設の整備や、民間開発事業の機会 を捉えて緑の確保を進めること、創出した緑が地域に 必要とされる機能を発揮できるよう適切に管理、活用 していくことが必要です。

## 市民、事業者、市が 協力してみどりを守り育てる

- ○緑をまもり、ふやし、次世代に継承していくために は、市民、事業者の協力が不可欠です。
- ○そのための第一歩として、農地や屋敷林、並木、公園 といった身近な緑の存在とその役割を市民に知っても らい、関心を高めていくことが必要です。
- ○同時に、緑をまもり、そだて、支える活動に多くの市 民や事業者が関われるよう、多様な参加の機会と方法 をつくっていくことも必要です。

## 次期計画の将来像と方針(たたき台)

## 緑と人がつながり、いきるまち 立川

- ○市民、事業者、市が協力して緑をこれ以上減らさないことを目標に、先人から 受け継がれた自然的・歴史的な緑や郷土の緑を守り継いでいくとともに、立川 のまちの魅力となる緑をさらにふやし、安全安心の確保(防災)、生物多様性 の確保、暑熱環境の緩和、健康・福祉の増進など、緑のもつ力をいかして、安 心して住み続けられるまちをつくっていく。
- ○緑をまもり、ふやす市民、事業者の活動をさらに広げていくことを目標に、市 民が身近な緑のことを知り、日々の営みの中で緑とのかかわりを持ち続けるこ と、そして、緑とのかかわりを通じて人と人とがつながりはぐくむことで、新 たな活動につなげていくことをめざす。

## 方針1

## 緑をまもりいかす

- ○本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川 上水等の河川・用水、五日市街道のケヤキ並木等、骨格 となる自然的・歴史的な緑を守り継ぐ。
- ○人々の営みの中で受け継がれてきた、農地、屋敷林、社 寺林等の郷土の緑の保全を地域全体で支え、次世代に引 き継いでいく。

#### 方針2 緑をふやしいかす

- ○市民、事業者と協力して、住宅地や商業・業務地などに おいて多様な緑化を進め、立川市の魅力となる緑をさら にふやしていく。
- ○公園や街路樹、公共施設の緑を適切に維持管理するとと もに、公園の活用を進め、まちの魅力、活力向上につな げていく。

### 方針3 緑と人のつながりを はぐくみいかす

- ○本市の緑の役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者と 共有し、一体となって緑をまもり、ふやしていくため、 身近な緑を知る機会を充実させていく。
- ○緑をまもりはぐくむ市民の活動をさらに進めていくとと もに、農地や樹林地を所有する人、活動する人々を様々 な形で支える人のつながりをはぐくんでいく。





1

## 方針ごとの取組の方向性

## 方針1

# 緑をまもりいかす

			現状、現行計画の未実施事項、課題等	取組の方向性	取組の例
骨格となる自然的・歴史的な緑	立川崖線の 緑の保全	立川崖線	<ul><li>・崖線の緑は減少傾向にある。</li><li>・未整備の都市計画公園の区域が存在している。</li><li>・崖線部土地所有者が必ずしも崩落防止工事を行う必要はないが、崖線下部に家屋がある場合は、不安視されている。市が崖線用地を取得し、崩落防止工事を行う場合は、財源の確保が課題となる。</li></ul>	崖線の緑を保全し、 緑の連続性を維持しつ つ安全を確保する	<ul><li>○都市計画公園区域内の樹林地の重点的な保全</li><li>○未整備の都市計画公園区域内の樹林地の保全優先度</li><li>を評価し、対応策を検討</li></ul>
		矢川緑地 保全地域	・市内唯一の湿地環境であり、東京都との協定に基づき、市が管理を行っている。	湿地環境を保全する	○東京都との協定に基づく管理の継続
	河川、用水・分水の水辺の	多摩川残堀川	<ul><li>・国、東京都が河川管理者のため、現行計画に記載されたふれあいの場や 散策路の整備や老木の更新を市が主体的に行うことは困難である。</li></ul>	河川環境の保全、水辺 空間の適正な利用と管 理を継続する	<ul><li>○国、東京都と連携した河川環境の保全</li><li>○水辺空間の適正な利用に向けた市民の普及啓発</li></ul>
	保全	玉川上水	<ul><li>・東京都歴史環境保全地域及び立川市風致地区に指定されている。</li><li>・市内の玉川上水は、旧来の姿に近い風景を残している。</li><li>・東京都水道局、東京都建設局、市の管理区域が複雑に入り組んでおり、現行計画にある散策路の拡充などの整備や、管理区域外の樹木の管理は困難。</li></ul>	旧来の玉川上水の姿を 守り継いでいく	○緑道樹木の管理目標を関係機関と共有する仕組み の検討
		用水·分水等	<ul><li>・平成24年度に水路の現況調査を実施して管理状況を把握し、維持管理を継続的に実施。</li><li>・崖線の湧水または用水を活用したビオトープ整備を実施(富士見緑地、富士見公園、立川公園ガニガラ広場)。</li></ul>	用水・分水、湧水を保 全する	<ul><li>○水路の維持管理の継続</li><li>○湧水の保全を図るための、崖線上の地域における雨水浸透の促進</li></ul>
	五日市街道のケヤキ並木の保全		<ul><li>・樹林地は減少傾向。</li><li>・保存樹木の指定要件を満たす樹木所有者に、市から指定の働きかけ、指定後の管理支援を実施しているが、新規指定とほぼ同数の指定解除が発生。</li><li>・相続、維持管理の負担に加え、近隣住民からの落ち葉への苦情が、保存</li></ul>	地域で協力して 所有者の負担を軽減 し、樹木、樹林地を保	○緑化推進条例に基づく保存樹木、保護樹林地の適用による緑の減少の低減 ○緑地、樹林地等保全ボランティア団体と協働の継続
身近な郷土の緑	屋敷林、社寺林等の保全		樹木の指定解除の主な要因。 ・保護樹林地については、市が管理し、固定資産税、都市計画税を減免。 ・緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援要綱に基づき、市民協働による保全、育成、管理も進めている。	全し、旧来の緑を次世代に引き継ぐ	の所有者のさらなる負担軽減、近隣住民の樹林地に対する理解促進を図る、落ち葉清掃のイベント化など
	農地の保全		<ul> <li>・農地は減少傾向にあり、指定から30年が経過する生産緑地の2022年問題(生産緑地法によって生産緑地に指定された場合、税の優遇措置を受けられると共に30年間の営農義務が課せられる。30年間の期限が一斉に切れること)によって、宅地化が懸念されている。</li> <li>・生産緑地法の改正を受け、市は次の取組を進めているところ。 <ul> <li>一生産緑地の指定可能面積を300㎡に引き下げ(条例改正済)</li> <li>一特定生産緑地の指定に関する制度説明会の開催及び生産緑地所有者の意向把握</li> </ul> </li> <li>・市民が農地の利用や農産物の購入を通じて、農地保全を支えていくことも必要だが、郷土景観としての農地の保全への関心は高くない。</li> </ul>	様々な制度の活用と、市民との協働により、農地の減少傾向を緩和する	<ul><li>○特定生産緑地の指定、農の風景育成地区(東京都)の活用</li><li>○市民農園、体験型農園の利用などによる、市民と農とのふれあい促進</li><li>○立川市の郷土景観としての農地、都市農業に対する市民の関心を高めていくための情報発信</li></ul>

# 方針2 緑をふやしいかす

		現状、現行計画の未実施事項、課題等	取組の方向性	取組の例
民有地の	開発事業にあわせた緑の創出	<ul> <li>・まちづくり指導要綱に基づき、緑化を誘導しているが、屋上緑化・壁面緑化・地被植物(芝生等)による緑化は、緑化面積算定の対象外となっており、敷地条件に合った緑の創出に柔軟に対応できない。</li> <li>・現行計画による、企業緑地の災害時避難場所等としての活用は、企業緑地や協力可能な企業の把握が困難で、実現していない。</li> </ul>	多様な緑化手法を取り 入れ、緑の豊かさが感 じられるまちなみを形 成していく	<ul><li>○緑化技術の進展や、開発事業者の意見などを考慮し、緑化面積の算定における壁面緑化、地被植物(芝生等)による緑化等の取扱を検討</li><li>○緑のネットワーク形成や快適性、安全性、景観、生物多様性の保全等に十分配慮した緑化を、事業者に対し、普及啓発</li></ul>
緑	住宅地の緑化	<ul><li>・戸建住宅が多く、制度的に緑化を進めることが困難。</li><li>・生垣造成への補助を実施してきたが、申請件数が減少したため、廃止 (ただし、平成30年度にブロック塀撤去に補助制度を創設)。</li></ul>	沿道部に重点を置いた 緑化を促し、緑の豊か さが感じられるまちな みを形成していく	○塀や柵を活用した緑化事例の情報発信、ガーデニン グ講座の実施などにより、緑化を市民に普及啓発
公有地の緑	公園の整備	<ul> <li>・小規模な開発提供公園が多く、公園の規模と配置に偏りが生じている。</li> <li>・大規模開発に伴う開発提供公園の設置、突然の相続による用地取得による公園整備については、計画的な配置を進めることが困難。</li> <li>・開発提供公園が多いことを背景に、似たような小規模公園が近接しており、あまり利用されない公園も存在している。</li> </ul>	必要な公園を確保しつ つ、既存の公園の機能 再編と再生を進める	<ul><li>○防災、環境保全等の面から必要な公園整備を計画的推進</li><li>○すでに一定規模の公園が充足している地域における開発時の提供公園設置基準の見直しを検討</li><li>○複数の小規模公園が連携して地域の多様なニーズを満たせるよう機能を再編</li></ul>
	公園の管理・運営	<ul> <li>・公園の運営に関わりたいという市民からの要望が見られる。</li> <li>・開発提供公園の維持管理を協定に基づき、事業者が実施している例がある。</li> <li>・設置から30年以上が経過した公園が多く、施設の老朽化、樹木の老齢化等が進んでおり、重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念される。</li> </ul>	地域の魅力となるよう公園を柔軟に活用する	<ul><li>○公園の管理、活用における地域を住民民間事業者との連携促進</li><li>○施設管理方法を検討した上でニーズの高い活用策を試験的に実施し、多様な利活用を推進</li><li>○法令及び国の指針等に基づく遊具の安全点検の継続、公園施設の長寿命化、都市公園の樹木の点検・診断等の実施</li></ul>
	道路の緑化と健全な緑の 育成	<ul> <li>・現行計画による、緑道の拡充、生活道路の緑化、鉄道沿道の緑化、交差点へのポケットパーク整備は、歩行者等の安全面や用地取得費の問題により実施していない。</li> <li>・道路幅員に合わない街路樹を植栽したことによる根上がりや生育不良、車椅子やベビーカーの通行への支障などの問題が生じており、今年度より街路樹のあり方検討に着手。</li> </ul>	道路を軸とした緑のネットワークを形成していく	<ul><li>○都市計画道路、幹線道路の新設、拡幅時の緑化</li><li>○街路樹の植栽・管理方針の設定</li><li>例)幅員、樹種に応じた街路樹の管理目標の具体化</li><li>老木植替時の幅員構成に合った樹種への転換</li></ul>
	公共施設の緑化	・公共施設整備時に一定の緑化を行っているが、施設ごとの緑化の内容、面積等の情報が蓄積されていない。	民有地緑化の模範とな る緑化を進める	<ul><li>○公共施設の再編に合わせて、良好な環境の創出に つながる緑化や雨水の地下水涵養を推進</li><li>○公共施設整備における緑化の情報を蓄積し、今後 の緑化と管理に反映</li></ul>

## 緑と人のつながりをはぐくみいかす

緑を知り、	緑にふれあう				
機会の充実					

#### 現状、現行計画の未実施事項、課題等

- ・現行計画では、緑のふれあいを促進する取組として、サイクリングロードとしても利用できる歩行者ネットワークの整備、案内板や解説板の設置や散策ポイントの整備拡充等の施設整備を重視したが、実施されておらず、今後も実現が困難。
- ・一方で、市民と緑との関わりを増やしていくためには、身近な緑について知り、関心を持つきかっけを多くつくっていくことなど、情報発信、普及啓発の取組を重視していくことが必要。

## 緑をまもりはぐくむ活動 の促進

- ・現行計画策定後、緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園 等管理協力員の制度化、緑地・樹林地等保全ボランティアへの支援制 度などを新たに導入し、市民活動を促進。
- ・ボランティア団体の高齢化が進んでいる。

#### 取組の方向性

#### \_\_\_\_\_

### 「いいね!」と感じる 緑を皆で共有し、緑へ の関心を高める

- ○身近な緑の存在を市民と共有する情報発信 例) 公園や保存樹木・保護樹林地の散策スップ
- 例)公園や保存樹木・保護樹林地の散策マップ作成まちあるきや落ち葉掃きイベントの開催緑やガーデニングを学べる講座の開催わかりやすい公園案内サインの設置など

取組の例

- ○良い事例の共有
  - 例)緑や花を題材にしたフォトコンテスト オープンガーデン 良好な緑化事例や緑地保全・緑化活動の功労者の 表彰 など

### 多様な参加の機会をつ くり、創発的な活動を 生み出す支援を進める

#### ○多様な参加の仕組みづくり

例)ボランティアの活動を体験できる1日体験イベン トの開催

個人でも登録可能な参加の仕組みづくり(緑化協力員、緑のパートナー等)

緑化基金の創設

人生の節目などに公園施設や樹木を寄附できる制度の創設 など

- ○市民活動をさらに活発化させ、創発的な活動へと 広げていくための支援
  - 例)フィールドが異なる活動団体の交流機会の創出 活動に興味のあるグループと支援を必要とするフィールドをマッチングする仕組みの構築 など